

ふじみ野市まちづくり基本条例（仮称）市民準備会傍聴要領（案）

1 傍聴をする場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに受付で氏名及び住所を記入し、ふじみ野市まちづくり基本条例（仮称）市民準備会（以下「市民準備会」という。）の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴希望者が定員を超えた場合は、会場の都合により抽選となる場合がありますので御了承ください。
- (3) 会議開催中の入室は、原則としてできません。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てるなど議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙しないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、市民準備会の許可を得た場合は、この限りではない。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。